

豊中市地区まちづくりクラウドファンディング活用支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市地区まちづくり条例（平成4年豊中市条例第25号。以下「条例」という。）第14条及び第15条の規定による助成等のうち、クラウドファンディング活用支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり 地区住民が、自らの土地、建物等の利用の改善その他の地区環境を整備することをいう。
- (2) 地区住民 自ら定める一定の地区において、居住する者又は事業を営む者及び土地、建物等を所有する者をいう。
- (3) 地区まちづくり活動団体 地区まちづくりを推進することを目的とする市民組織で条例第6条第1項の規定による登録を受けたものをいう。
- (4) クラウドファンディング インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。（以下「CF」という。）
- (5) プロジェクト CFを利用して調達した資金で実施する計画をいう。
- (6) CF事業 CFを利用してプロジェクトの資金を調達する事業をいう。
- (7) CF仲介事業者 CFによる資金調達のためのウェブサイトの運営およびサービスを提供する事業者をいう。
- (8) 利用手数料 利用者がCF事業開始時に設定する資金調達の目標金額を達成した場合に、CF仲介事業者を支払う手数料をいう。
- (9) オール・オア・ナッシング方式 CF事業開始時に設定する資金調達の目標金額を達成した場合のみ、調達資金を受け取ることができる方式をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、地区まちづくり活動団体とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象団体が自ら実施するCF事業で次の各号のいずれにも該当し、市長が地区まちづくりを推進するため特に必要と認めるものとする。

- (1) プロジェクトが、地区まちづくりの推進を目的として豊中市域内において実施するもので、地区住民の共感を得られるものであること
- (2) CF仲介事業者の審査を通過し、オール・オア・ナッシング方式で実施するもの
- (3) 日本国内において設立後2年以上が経過し、直近1年間においてCFによる資金調達のためのウェブサイトの運営およびサービス提供の実績を有するCF仲介事業者のウェブサイト

トを利用するもの

- (4) 資金調達する経費が、主に工事費（建築工事費、設備工事費、土木工事費、造園工事費、工事資材運搬費、設計監理費）であり、維持管理費は含まないもの
 - (5) 当該事業及びプロジェクトに関して、各種関係法令等を遵守し、実施にあたって必要な許認可等を受ける見通しが立っているもの
 - (6) プロジェクト実施予定の土地及び施設の所有者の使用承諾を得ているもの
- 2 1つの助成対象団体が1つの年度内に助成金の交付を受けることができる助成対象事業は、1事業とする。
 - 3 前2項の規定に関わらず、他の公的な補助金等（豊中市地区まちづくり推進助成要綱によるものを除く）の交付を受けている又は受ける予定のものは助成を受けることができない。

（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、購入型CF又は寄附型CFの利用に要した利用手数料とする。ただし、CF事業開始時に設定する資金調達の目標金額を超えて資金が集まった場合において支払った手数料のうちCF事業開始時の目標金額を超える部分の額に応じたものを除く。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、100,000円を上限とし、助成対象経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（助成金の交付申込み）

第7条 助成金の交付申込みをする助成対象団体は、助成対象事業を開始する前までに、助成金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費申込額の積算根拠資料
- (2) CF仲介事業者のウェブサイトに掲載される助成対象事業の内容がわかる資料
- (3) CF仲介事業者の審査承認がわかる資料
- (4) プロジェクト計画書
- (5) CF仲介事業者が、日本国内において設立後2年以上が経過し、直近1年間においてCFによる資金調達のためのウェブサイトの運営およびサービス提供の実績を有することがわかる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合であって、その内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付をしない決定をしたときは助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

- 3 第1項の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下、「助成金交付団体」という。）は、当該助成金交付決定通知書を受領後、速やかに助成対象事業を開始するものとする。

（変更等の申込み）

第9条 助成金交付団体が、第7条の規定による助成金の交付申込みの内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、事業内容等変更・中止・廃止承認申込書（様式第4号）を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があった場合であって、その内容を審査の上、承認を決定したときは、事業内容等変更・中止・廃止承認決定通知書（様式第5号）により、その旨を当該申込者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により承認を決定した場合において、前条の助成金の交付決定において決定した金額を変更する必要があるときは、当該交付決定金額を上限として変更する。

（実績の報告）

第10条 助成金交付団体は、助成対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該助成金の交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費の支払済額を証明する領収書等の書類
- (2) C F 仲介事業者のウェブサイトにおいて助成対象事業の掲載ページ（C F 終了時点）を印刷したもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の助成対象事業の完了を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第7号）により、その旨を当該助成金交付団体に通知するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第12条 助成金交付団体は、前条に規定する助成金確定通知書を受領したときは、助成金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に請求しなければならない。

- (1) 助成金確定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の請求に基づき助成金を交付するものとする。

（報告等）

第13条 市長は、助成対象事業の適正や効果を確認するため必要があるときは、随時、助成金交付団体に対し、助成対象事業及びプロジェクトの実施状況等について報告又は説明を求めることができる。

2 助成金交付団体は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、助成金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けた又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに助成対象事業等を変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (5) 正当な理由なく、資金調達終了後速やかにプロジェクトを実施しなかったことが判明したとき。
- (6) この要綱又は関係法令に違反したとき。
- (7) 第3条の規定に該当しなくなったと認めるとき、その他この要綱の趣旨、目的に適合しないものであると認めるとき。

2 市長は前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、助成金交付決定取消通知書(様式第9号)によりその旨を当該助成金交付団体に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は前条第1項の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、助成金返還命令書(様式第10号)により、その返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 助成金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)の定めるところによる。

(補 則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。